

平成27年度 茨木市議会 議会報告会

建設常任委員会



1、委員会の概要

- ① 建設常任委員会の説明
- ② 行政視察について
- ③ 委員会の協議・取組み経過

2、議員間討議の概要

3、議員間討議後の取組み

- ① 危険箇所のチェック
- ② 自転車利用環境整備計画の学習
- ③ 委員会での市内走行

1、① 建設常任委員会の説明

【所管事項】

- 産業環境部
- 都市整備部
- 建設部
- 水道部
- 農業委員会

委員長：山本 隆俊

副委員長：松本 泰典

委員：朝田 充

桂 睦子

大村 卓司

山崎 明彦

田中 総司

上田 嘉夫

1、 ② 行政視察について

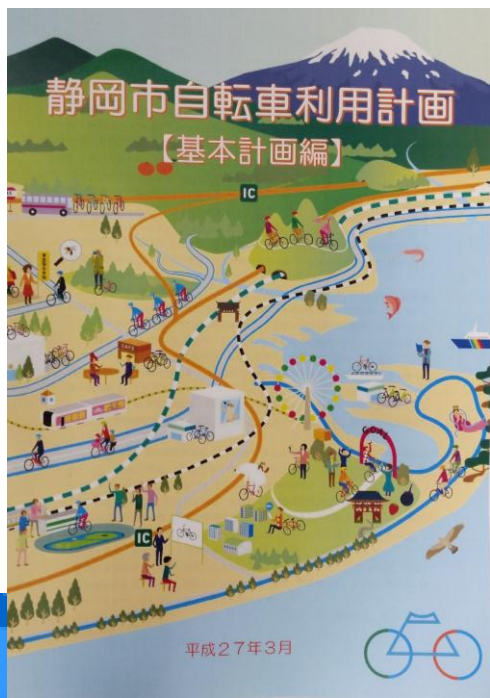
○ 行政視察・議員間討議のテーマは、 「自転車利用環境整備計画」

- ・ 茨木市は自転車事故発生件数が府内4位！
- ・ 本市でも3月に10年間の計画を策定
- ・ 本年6月から道路交通法が厳罰化



○ 視察先は、静岡県静岡市

- ・ 第1期を平成23年に計画策定、本年より第2期に
- ・ 自転車利用者のマインド面も柱に据えた計画
- ・ 縦割り行政を超えた、総合的な計画策定
- ・ 計画策定時から実施までの市民の参画



1、③ 委員会の協議・取組み経過

【日程】

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 4月9日 | 常任委員会 視察項目と視察先の検討 |
| 5月13、14日 | 行政視察（静岡県島田市、静岡市） |
| 6月9日 | 委員会後、今後のスケジュール等を協議 |
| 6月22日 | 常任委員会 議員間討議 |
| 8月19日 | 委員ミーティング |
| 9月29日 | 委員ミーティング |
| 10月9日 | 市内自転車走行
職員と本市の計画について意見交換 |



視察を終えての主な所感

- 1 静岡市は第2期計画の中で、我がまちの自転車の利用に関する誇り「プライド」を掲げ効果をあげている。
茨木市にもそのような取り組みが必要ではないか。

視察を終えての主な所感

- 2 なぜ自転車の利用促進をしていくのか改めて問い直すきっかけになった。
- 3 静岡市では、国道を使ったイベント等を行っているが、茨木市で行う価値があるのか。

視察を終えての主な所感

- 4 静岡市では、関係部局11局21課で庁内検討連絡会を設置して計画を作成。

茨木市の自転車利用環境整備計画は、代表の委員だけで作成を進めて来たようだ。本市も全庁的な取り組みを行なう必要があるのでは。

今後の課題となる事柄や議論をすべき点

- 1 事故を軽減する目的、環境負荷を減らす目的等があるが、今後何を目的に、どの部分を重点的に取り組んでいくのかなど、優先順位について、委員会の中で議論できたら良いと思う。

今後の課題となる事柄や議論をすべき点

- 2 自転車環境整備と並行して公共交通機関の整備をすることも大事。

そのことにより、マイカー利用が減り、自転車道の整備もしやすくなる。

今後の課題となる事柄や議論をすべき点

- 3 法令、歩道内でのルール、他市の先進事例はどうなっているのか等、もっと学ばなければならない。
- 4 自転車専用通行帯の課題やルール等について、現状把握を行うため、先ず建設常任委員会の議員が具体的なケーススタディを行う必要がある。

今後の課題となる事柄や議論をすべき点

- 5 自転車事故に対応する保険加入や、個人賠償保険についての広報・周知を行うことも必要である。
- 6 大阪府警のサイクルポリス（特別指導隊）に、PR効果も含め、さらに、安全指導や取締りの推進を依頼してはどうか。

2、議員間討議の概要

ハード
推進

- ・都市空間計画
- ・公共交通の充実
- ・府等との関係

茨木市 都市マス = 多核都市

- 外環状の整備
- ※ 新橋に自転車道
- 静岡 → 自転車通行帯
- 茨木ではどうか?
- 警察の協力は 2段階右折の例

公共交通ネットワーク
↳ 不足分: 自転車

事故軽減

種類: 自転車レーン
" 通行帯

- ・行政としてはやむを得ないスタートを!
- ・中心市街地での整備 → 車道を狭める ← 公共交通の充実
- ・歩道の狭小化は反対
- ・宇野の空気入れ

茨木の例
千歳橋 → 続持寺
根が又も、しなめた。
中心市街地

ソフト
推進

- ・マナー、ルール
- ↓
- モラルを高める

「アライト」
世界水準

- ・保険に入る! → 意はいい → 自賠責制度エラい
- ・広報 HP 以外に
- ・コミュニティサイクルの設置 (その場での啓発ポスター) → 不用な自転車少く
- ・サイクルホリス (自転車特別指導員)
- ・不法駐輪の減 ← 整備の進展

今ある保険で担保どうせも、周知
↓
「保険情報」学ぶ

環境負荷軽減

合意事項

- ・根拠体に対し 啓発ビデオの作成
- ・市民の参画した親世代への啓発 (市全体としての取り組みとして)
- ・議員としてももっと学ぶ

- ・「法は知、213が和、事」を学ぶ
- ・自宅の役割まで 法令の中心で走れた

4-2-29を
や、243

合意事項

- 1 今後も、委員会メンバーで自転車利用について、法令等を学ぶとともに、具体的に危険箇所を選び、ケーススタディを行ってみる。

合意事項

- 2 市民に対する啓発を促進するため、自転車の安全利用に関するビデオを市と連携して作成する。

合意事項

- 3 自転車・歩行者の安全・安心の環境整備を着実に進めるため、茨木市の『自転車利用環境整備計画』に基づいた取り組みを点検するとともに、実施計画を促進する。

合意事項 まとめ

1 今後も、委員会メンバーで自転車利用について、法令等を学ぶとともに、具体的に危険個所を場所を選び、ケーススタディを行ってみる。

2 市民に対する啓発を促進するため、自転車の安全利用に関するビデオを市と連携して作成する。

3 自転車・歩行者の安全・安心の環境整備を着実に進めるため、茨木市の『自転車利用環境整備計画』に基づいた取り組みを点検するとともに、実施計画を促進する。

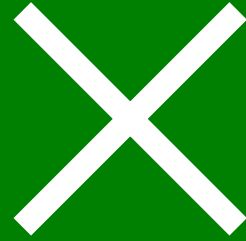
☆クエスチョン☆



「自転車歩道通行可」の標識がある歩道を
自転車で走る際、歩行者が前にいて危ない
と感じたら、ベルを鳴らして歩行者に注意
を促さなければならない。

○か？ ×か？

【答】は



警音器は、「警笛区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点を通行するときや、危険を避けるためにやむを得ないときだけ使用し、歩道などでみだりに警音器を鳴らしてはいけません。

(交通の方法に関する教則 第3章2節走行上の注意)

①委員がチェックした市内の危険箇所（抜粋）



【島 通学路の信号】
交差点が長く見通しが悪い



【総持寺駅前ロータリー】
全体の歩車通行



【水尾3丁目交差点】
歩車分離交差点での自転車走行



【商店街等の
自転車のちよい停め】
緊急車両等の通行が不可

【第1章】はじめに

■背景と目的

- 他都市と比較して自転車の利用が多い。
- 自転車関連の事故が多い。
- 安全で快適に移動できる自転車利用環境を創出

■対象区域 茨木市全域

※ハード整備に関しては、
優先整備対象路線の選定があり

■計画期間（目標年次）

平成27年度～10年間。

※ 5年後、進捗を確認、時期の実施の見直し
10年後、施策全体の評価、見直し

【第2章】自転車を取り巻く現状と課題

- ①自転車通行空間
- ②自転車駐車環境
- ③交通ルール・マナー
- ④自転車利用促進

【第3章】計画の目標と基本方針

- 基本理念
- 計画の目標

【第4章】自転車利用環境整備に向けた取組

【第5章】計画の推進に向けて

計画の概要版は参考資料を御覧ください

通行環境 “はしる”

【自転車道】



【自転車専用通行帯】



【自転車レーン】



自転車ネットワーク路線を整備は、国が定めたガイドラインをもとに、
【自転車道】 【自転車専用通行帯】 【自転車レーン(車道混在型)】
の 3形態を設定し、整備を図ります。

本市での主な取り組み内容

自転車駐車環境 “とめる”

JR茨木駅・阪急茨木市駅に近い市営自転車駐車場が満車時には、SNSを活用して、他の市営自転車駐車場への誘導を行います。



[茨木市駐輪場情報]

○月○日（○）×時×分時点
△△自転車駐車場は大変混雑
しております。

□□自転車駐車場をご利用
ください。

SNSによる満車・代替駐車場情報のイメージ

本市での主な取り組み内容

安全利用 “まもる”

自転車通行ルールが正しく認知されていないことから、自転車による事故発生の危険性が高まっています。

そのため、表示板の設置や、学校や老人会等の希望団体を対象に交通教室を行っています。



本市での主な取り組み内容

利用促進 “つかう”

現在、茨木市内8ヶ所の駅に「レンタサイクル・ステーション」があり、観光客だけでなく、通勤・通学にも利用されています。



今後は、観光客などの自転車利用を促進するため、

- ・ 主要施設までの到達時間を提示する看板の設置
- ・ 市内の観光地の回遊を支援するサイクリングコースの設置
- ・ 自転車通行マップの作成

などが検討されています。



3、議員間討後の取組み

【視察ルート】

③委員会での市内視察



基本は車道の歩道寄り



走行できる歩道内は車道寄りを



歩道や交差点では歩行者が優先です
自転車は押して進みます





東西通り：自転車レーン



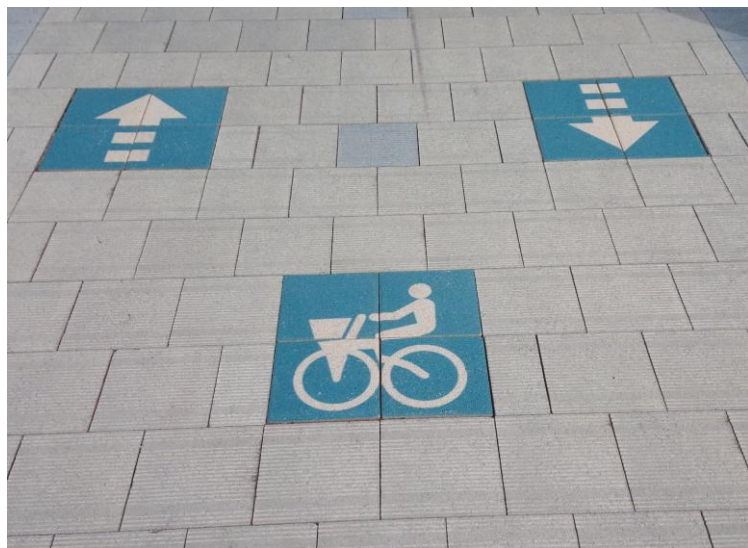
中環沿い：自転車専用通行帯



立命館横：自転車専用通行帯

路面表示の違いをご存知ですか？

【道路交通法に基づいた自転車通行帯】



【自治体等の道路管理者が整備している自転車通行帯】





茨木市民を 被害者にも 加害者にも させないために、
建設常任委員会は今後も努力して参ります。



ご清聴、ありがとうございました